

# 在留資格「経営・管理」に係る許可基準の見直しが2025年10月16日に施行されます！



出入国在留管理庁のホームページより

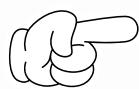
## 「経営・管理」許可基準に係る見直しについて（改正概要）

	許可基準	現行要件	改正後要件
1	資本金・出資総額	500万円	3000万円
2	経歴・学歴 (経営者)	なし	経営・管理経験3年以上（注1） 又は 経営管理若しくは経営する事業分野に関する修士相当以上の学位を取得していること
3	雇用義務	なし 資本金の代替要件として 2人以上の雇用要件	1人以上の常勤職員の雇用を義務付ける（注2）
4	日本語能力	なし	申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること（注3）
5	在留資格決定時における専門家の確認	なし	新規事業計画について経営に関する専門的な知識を有する者の確認を義務付ける 上場企業相当規模の場合等を除く

注1 「経営・管理経験」には、在留資格「特定活動」に基づく起業準備活動を含む。

注2 「常勤職員」の対象は、日本人、特別永住者及び「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格をもって在留する者のみとなる。

注3 相当程度の日本語能力として、CEFR・B2相当等を想定している。（例：JLPTN2以上、BJT400点以上）  
なお、ここでいう「常勤職員」の対象には、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人も含まれる。（例：「技術・人文知識・国際業務」、「技能」など）



既に「経営・管理」で在留中の者には施行後3年を経過した後の最初の在留期間更新許可申請時以降は、原則として改正後の上陸許可基準等への適合が求められます。